

条件書 MV34_210416

1. 本条件書において、次の用語を以下のとおり定義するものとします。
 - (1)「機器」とは、注文書に記載する、次号で定める富士フイルムビジネスイノベーション製ソフトウェアを搭載する機械装置を意味します。
 - (2)「ソフトウェア」とは、富士フイルムビジネスイノベーション製ソフトウェア OpenGate を意味します。
 - (3)「OS」とは、「機器」に搭載された OS を意味します。
 - (4)「保守事業者」とは、甲が「機器」の保守契約を締結する事業者を意味します。
 - (5)「保守契約」とは、甲が「保守事業者」と締結する「OS」のサポートを含む「機器」の保守契約を意味します。
2. 契約条項 GCE-990_210416（以下本契約という）第 3 条第 1 項にもとづき、乙が甲に提供する OpenGate 搭載サーバー復旧支援サービスの内容は次のとおりとします。
 - (1)「機器」に障害が発生した場合、乙は電話により、障害原因を調査し「機器」に障害があると判断したとき、「保守事業者」に訪問修理を要請します。ただし、当該要請時期が「保守事業者」の営業日・営業時間外に該当する場合、乙は、「保守事業者」の翌営業日に訪問修理を要請するものとします。
 - (2)「保守事業者」による「機器」の修理完了後、乙は次の作業を実施します。ただし、「保守契約」で「保守事業者」が実施すると定める作業は除きます。
 - ① 「OS」、ARCserve Backup および UPS ソフトウェアの再インストール
 - ② 「OS」のアクティベーション
 - ③ 「OS」の環境再設定
 - ④ 「OS」のパッチインストール
 - ⑤ 「OS」の動作確認
 - (3) OpenGate 搭載サーバー復旧支援サービスには、「ソフトウェア」の障害切り分け、再インストール、環境再設定、パッチインストール、動作確認は含まないものとします。
3. 本契約第 4 条第 1 項第 7 号に次の条項を追加します。

「保守契約」が期間満了または中途解約等により有効でないときの「支援業務」
4. 本契約第 6 条第 1 項を次のとおり変更します。

本契約期間は注文書記載のとおりとします。ただし、当該契約期間満了の 2 ヶ月前までに甲乙いずれからも書面により本契約を終了させる意思表示がない場合、更に 1 年間更新するものとし、以後の更新も同様とします。
5. 本契約第 15 条に次の条項を追加します。
 - (1) 乙は、「支援業務」の実施により「機器」の障害が必ず是正されることを保証するものではありません。
 - (2) 「機器」の修理は「保守契約」によるものとし、乙は「保守事業者」の修理結果に一切責を負わないものとします。
 - (3) 「保守契約」が変更または終了した場合、甲はすみやかに乙にその旨を書面で通知するものとし、当該書面受領日をもって、OpenGate 搭載サーバー復旧支援サービスは終了するものとします。

以上